

機械器具 49 医療用穿刺器、穿削器及び穿孔器
一般医療機器 歯科用カーバイドバー 16668000

ジェットカーバイドバー

【形状・構造及び原理等】

[構造]

- 1) 作業部: タングステンカーバイド
- 2) 軸部: 炭素鋼、ニッケルめっき、金めっき
軸部形式1: CA用
軸部形式2: HP用
軸部形式3: FG用

【使用目的又は効果】

保存や補綴時に天然歯等の研削形成に用いる器具である。

** 【使用方法等】

[使用方法]

- 1) 本材を滅菌する。
- 2) 本材を歯科用空気回転駆動装置、歯科用ガス圧式ハンドピース、歯科用電動式ハンドピース、歯科用電気エンジン、マイクロモーター及び高速レーズ等に装着して、通法により使用する。
- 3) 再使用する際には速やかに、清掃液、消毒剤を用いて附着物を除去した後、滅菌を行う。
滅菌方法: オートクレーブ (134℃ 3分、又は121℃ 30分) による滅菌を行う。

[使用方法に関連する使用上の注意]

- 1) ハンドピースメーカーの指示に従って、シャンクを確実に奥まで挿入し半チャックでないことを確認すること。
- 2) 使用前に予備回転を行い振れがないことを確認すること。
- 3) 作業部は、非常に硬い反面、切削衝撃により折れやすいため、充分注水しながらソフトタッチで断続的に使用すること。特に使い始めは、刃の食い込みによる衝撃が大きいので、作業部の破損に注意すること。
- 4) 滅菌前に、変形、損傷(錆、表面傷、曲がり、汚損)等の異常がないか点検すること。
- 5) 滅菌時は、オートクレーブや水洗等の水分付着による発錆を避けるため、速やかに乾燥させること。また、塩素系薬液等の金属腐食性の薬液は使用しないこと。

- **6) 滅菌については、ケミクレーブ、乾熱又は各種薬液によっても可能であるが、各機械メーカーもしくは各薬液メーカーの指示に従って行うこと。

【使用上の注意】

[重要な基本的注意]

- 1) 指定(製品の被包に記載)の最高許容回転速度を超えて使用しないこと。
- 2) 変形、損傷(錆、表面傷、曲がり、汚損)等のあるものは使用しないこと。
- 3) 本材を使用して研削・研磨する際には、局所吸塵装置、公的機関が認可した防塵マスク等を使用すること。
- 4) 目の損傷を防ぐために、保護眼鏡等を使用すること。

【保管方法及び有効期間等】

[保管方法]

- ・水分、腐食性薬剤及びその蒸気の暴露を避けて、外圧(物理的負荷)及び汚染を受けないように保管すること。
- ・歯科の従事者以外が触れないように適切に保管・管理すること。

* 【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者 株式会社 松風
住所 〒605-0983
京都市東山区福稲上高松町11
電話番号 075-561-1112